

令和5年1月10日

保護者の皆様

四国中央市教育委員会
教育長 東 誠

感染警戒期～特別警戒期間～「医療ひっ迫警戒宣言」における
市内小・中学校の3学期の対応について

令和5年を迎え、保護者の皆様には、日頃より、本市小・中学校の教育活動にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

第8波の影響により愛媛県においても、感染が急増しています。さらに、この冬は季節性インフルエンザの流行も懸念されており、今後、感染の拡大により医療全体がひっ迫する恐れがあります。愛媛県では12月15日には、感染を減らし、医療のひっ迫への理解と協力を求めることを目的として、警戒レベルを特別警戒期間に引き上げるとともに「医療ひっ迫宣言」が発出されました。本市においても、感染確認の高止まりが続いており、感染防止対策の継続が求められています。そのような中、新学期を迎えるにあたり、学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応について再度ご確認ください、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。学校においては、これまで同様、新しい生活様式に沿った教育活動を継続してまいります。

記

1 感染防止対策の継続について

- 毎日の検温を継続して体調管理の徹底をお願いします。鼻水や咳やのどの痛みなど何らかの症状がある場合には、速やかにかかりつけ医への電話相談、受診や検査キットによる自己検査等を活用して感染の有無を確認するなどして、無理をせずに登校を控えてください。その場合は、欠席ではなく出席停止として取り扱うこととしています。十分に体調が回復するまで登校を控えていただくことについてもお願いします。
- 保護者の皆様も、マスクの着用、手洗い等の日常の感染予防対策はもとより、基本的な感染回避行動の継続をお願いします。
- ※ なお、マスクについては、屋外などで十分に間隔を取ることや会話を行わないことなど条件が整えば、マスクを外すことについても併せて指導しています。

2 保護者の方からの情報提供のお願いについて

体調不良による病院受診において検査を受ける例だけでなく、検査を行わずにみなし陽性となる例や自己検査での陽性確認も増えています。学校での感染防止のための最善の対策のために、保護者の皆様には、児童生徒や家族の方が濃厚接触者となった、また、陽性者となったときには、学校長又は教頭への情報提供をお願いします。なお、プライ

裏面へ続く

バシーには最大の配慮を払い、管理職が情報の取扱いを行います。

3 感染者や濃厚接触者の取扱いについて

児童生徒に感染者が判明した場合又は濃厚接触者に特定された場合は、関係児童生徒に対しては、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ります。

出席停止期間の目安

【陽性の場合】

- 風邪症状や発熱などの症状がある場合の療養期間は発症日を0日として7日間。かつ症状軽快後24時間経過した場合。
- 無症状の場合の療養期間は、検査等で陽性が確定した日を0日として7日間を経過した場合。

【濃厚接触者となった場合】

- 濃厚接触者として出席停止の措置を取る場合については、感染者との最終接触日を0日として5日間の出席停止を原則とします。6日目からの登校が可能です。

※ 療養等の自宅待機期間は、医療機関等の指示によります。また、別紙「園児・児童生徒・保護者の皆さまへ」の新型コロナに関する連絡先等もご活用ください。

※ 児童生徒が感染症予防対策のため、自宅待機により出席停止等の措置を取る場合にはクロムブック等を活用した学習保障も積極的に行っていきます。各学校へご相談ください。

4 感染症に係る学校の対応について

本市の小中学校で学校関係者に感染者が出た場合、濃厚接触者の特定を行い、必要に応じて当該の小中学校を一部(学級・学年)を休業とします。その後、感染拡大の状況を勘案して、休業の延長や一部解除等、その後の必要な措置を取ることとします。休業期間の目安は3日程度(土日を含まず)となります。その間感染症防止対策のため給食を止め、午前中授業をすることもあります。

但し、感染経路が特定できる場合には、休業を行わないこともあります。

5 感染症に係る差別の未然防止の取組について

四国中央市教育委員会では、これまでもシトラスリボン運動に全ての小中学校が取り組み、感染症に係る差別の未然防止に向け人権・同和教育を推進しています。新型コロナウイルスは誰でも感染する可能性があり、感染した本人に罪があるわけではありません。偏見や差別、いじめなど、いわれなき人権侵害の発生を防ぐために、一人一人の子ども・保護者・教職員の人権が大切にされる学校づくりに引き続き取り組んでまいります。ご協力をお願いします。

※ 本対応については、国、県の方針や感染状況により今後変更する場合があります。